

子どもの育ちを考える

広井 多鶴子

国民教育文化総合研究所『教育と文化』61号

アドバンテージサーバー、2010年10月

はじめに

今の子どもや若者の「育ち」を問題にする声は多い。その原因を子ども自身ではなく、親や家族、教師・学校、あるいは国家・社会に求める見方であっても、今の子どもや若者の成長・発達に様々な問題があると捉える点では変わらない。子どもの育ちを問題にする声は、一九七〇年代以降広がり、九〇年代後半からさらに大きくなったように思われる (1)。

だが私には、子どもの育ちを問題にする論調が、今の子どもの問題をことさら拡大し、子どもの病的なイメージを増幅しているように思えてならない。そして、そのことが家庭や学校を問題視し、子どもに対する介入や監視をエスカレートさせているように思える。

こうしたことをここでは非行と自殺という問題を通して考えてみたい。非行は戦後一貫して「反社会的」な行為として主要な少年問題であり続けてきた。また、七〇年代以降、若者の「反社会性」のみならず、「非社会性」が問題にされ、自殺は若者の「非社会的」な行為と見なされるようになった (2)。そして、非行や自殺がテレビ・新聞などで時として大きく報道されることによって、あたかも子ども・若者の「反社会性」と「非社会性」が一貫して強まっているかのような印象が持たれてきた。だが、どうだろうか。まず基本的な統計や調査をもとに、これらの動向を見てみよう。

1. 二〇〇六年のいじめ自殺問題

最近において子どもの自殺が大きく取り上げられたのは、二〇〇六年から〇七年にかけてである。〇六年は、児童生徒の自殺に関する文部科学省の調査において、「いじめ」による自殺がゼロと集計されたことが批判された。

翌〇七年には、警察庁による自殺調査の結果が発表され、『朝日新聞』はその結果を「学生・生徒の自殺過去最悪」と報じた (二〇〇七年六月七日)。同紙によると、〇六年の学生・生徒の自殺者は、警察庁が統計を取り始めた七八年以降最多の八八六六人。自殺の動機としては『学校問題』が九一人と前年から二〇人増えるなど、学校現場をめぐる問題の深刻化をうかがわせる結果になった」という。同紙はまた、この調査結果について、「今の日本の子どもたちは、学校でのいじめ問題などで苦境に立った時に踏みとどまれない傾向がある」、「学習や生きることの意欲」を見失っている、「子どもたちが自分を見限り始めている深刻な状況だと思う」とする識者のコメントを載せている。

他紙も同日一斉に同様の記事を掲載した。『読売新聞』は、「自殺、学生・生徒は最悪」という見出しの下、「特に学校問題の増加は著しく、警察庁では、今年一月から動機に『いじめ』を新設して調査している」と書いた。また、『西日本新聞』は、警察庁の調査結果は「昨年のいじめ自殺の続発を裏付ける数字となった」とし、いじめの「実態が分かりにくくなっていて、深刻度は増してきている」という識者のことばを紹介している。

このように二〇〇六年の学生・生徒の自殺問題は、もっぱら「いじめ問題」として取り上

げられた。そして、いじめを苦にして自殺する子どもと、自殺にまで追いやるいじめる側の子どもの内面性が問題にされ、しかもそうした子どもの心の病理が、「今の日本のこどもたち」一般に広がっているかのように報じられた。

しかし、こうした報道がいかにバイアスのかかったものかは、元データをみると明らかである。警察庁の「平成一八年度中における自殺の概要資料」（二〇〇七年）によれば、〇六年の学生・生徒の自殺者八八六人のうち、小学生は一四人（一・六％）、中学生は八一人（九・一％）、高校生は二二〇人（二四・八％）であり、多くは大学生（四〇四人）や各種学校生等（一四〇人）である。

確かに、遺書などから「学校問題」が原因・動機と推測される自殺は、「健康問題」と並んで多い。だが、その割合は学生・生徒のうちの三割弱、未成年では四分の一である。他に「家庭問題」や「経済・生活問題」などがある。しかも、この「学校問題」はいじめだけではない。〇九年のデータを見てみると（警察庁「平成二一年中における自殺の概要資料」二〇一〇年）、学校問題を理由とした学生・生徒の自殺で最も多いのは進路に関する悩みと学業不振である。それは大学生が多いからだが、高校生でも進路と学業の悩みが多い。中学生についても自殺の原因をいじめや友人との人間関係に焦点化させることはできない。いじめが動機と推測される自殺は、遺書などを残した中学生四〇人のうち三人、高校生は七八人中四人、学友との不和は中学生八人、高校生一二人である（3）。

このように見てくると、学生・生徒の自殺をいじめ問題として捉えることが、いかに先入観に基づく限定された視点であるかがわかる。もちろん、警察庁の調査方法や分析方法に何らかの問題があるかもしれない。遺書を残さない場合も多い。そのためこの調査から子どもの自殺動機や原因に関してそれほど確定的なことは言えない。だが同時に、このデータから子どもが生きる意味を見失っている、自分を見限っている、いじめが深刻度を増しているといったことが言えないことは確かだろう。

2. 子ども・若者の自殺は増加しているか

しかしながら、「学生・生徒の自殺過去最悪」というのは、やはり今の子どもの育ちが危機的な状況にあることを表しているのではないか。しかも、〇八年と〇九年は〇六年よりも多い（〇九年九七二人）。だが、そのような理解は、以下のデータを見る限り早計にすぎる。

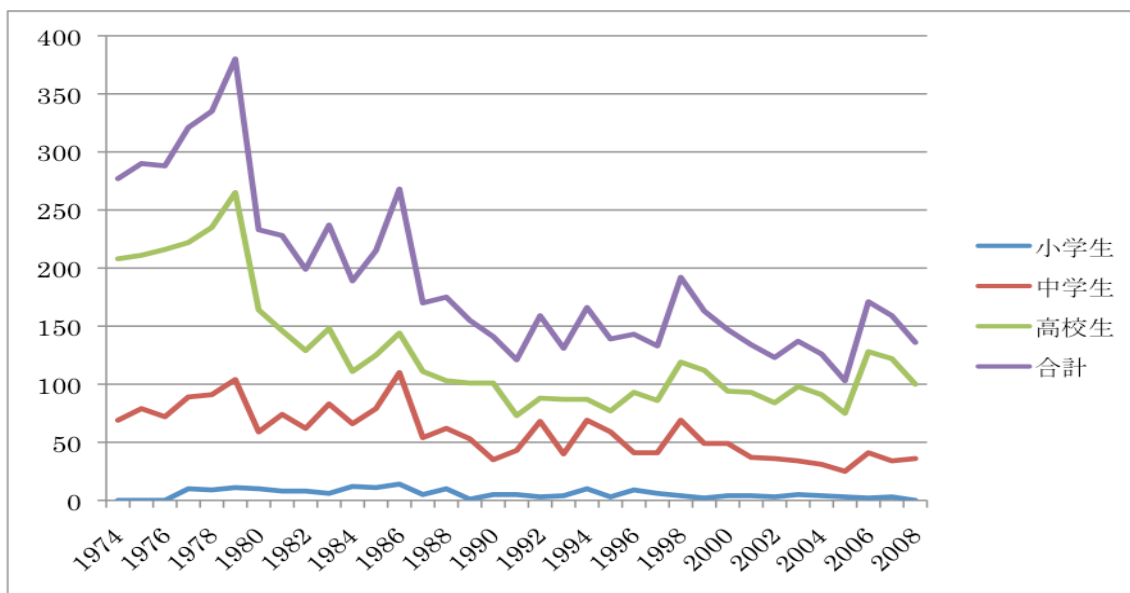
資料1は、公立小、中、高校生の自殺件数を集計した文部科学省のデータである。ただし、〇六年からは私立学校も含まれる。これをみると、一九八〇年代以降、高校生も中学生も自殺者がかなり減少していることがわかる（小学生は年間数人から十数人。〇七年は三人、〇八年はゼロ）。また、先の警察庁のデータでも未成年の自殺者は減少している。七〇年代末には八〇〇人を超える自殺者がいたが、近年は六〇〇人ほどである（〇九年五六五人）。

自殺に関する統計としては、もう一つ厚生労働省の「人口動態統計」がある（資料2）。これによると、二〇代前半の自殺率（人口対一〇万人比）が最も高いのは、男女とも一九五五年から六〇年にかけてである。五五年の二〇代前半の男性自殺率八四・一という数値はきわめて高く、この数値よりも高いのは当時七〇歳代以上（男性）だった。だが六五年には急減する。一〇代後半も同様であり、六五年に減少して以降、低い水準を維持している（4）。

つまり、「過去最悪」とされた二〇〇六年の学生・生徒の自殺問題は、六〇年代前半までのきわめて自殺者の多かった時代と、大学生などの自殺やいじめによる自殺以外の多くの自

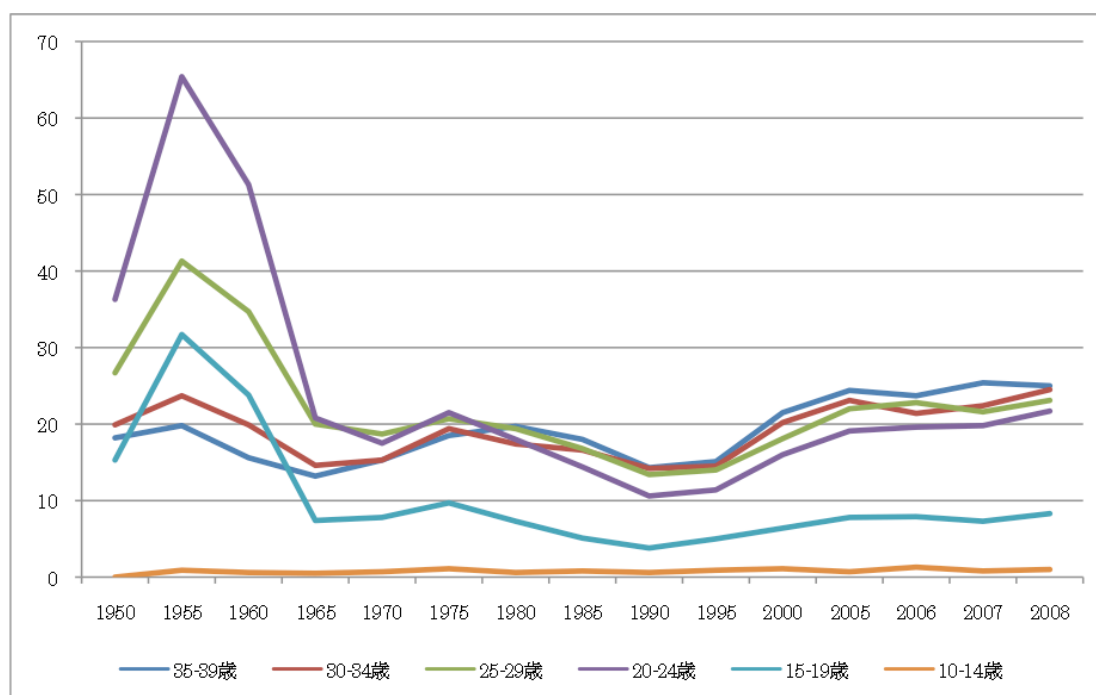
殺を度外視し、その上で、いじめによって死に向かう子といじめる子の内面や人間形成に関心を集中させることによって、「いじめ自殺問題」を構築したのである。

【資料1】児童生徒の自殺者数（人）



文部科学省「平成 20 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（2009 年）より作成。
 (注 1) 1976 年までは公立中・高等学校を調査。1977 年からは公立小学校、2006 年度からは国・私立学校も調査。
 (注 2) 1974 年から 1987 年までは年間の数、1988 年以降は年度間の数である。

【資料2】10代から30代の自殺死亡率（人口対10万人比）

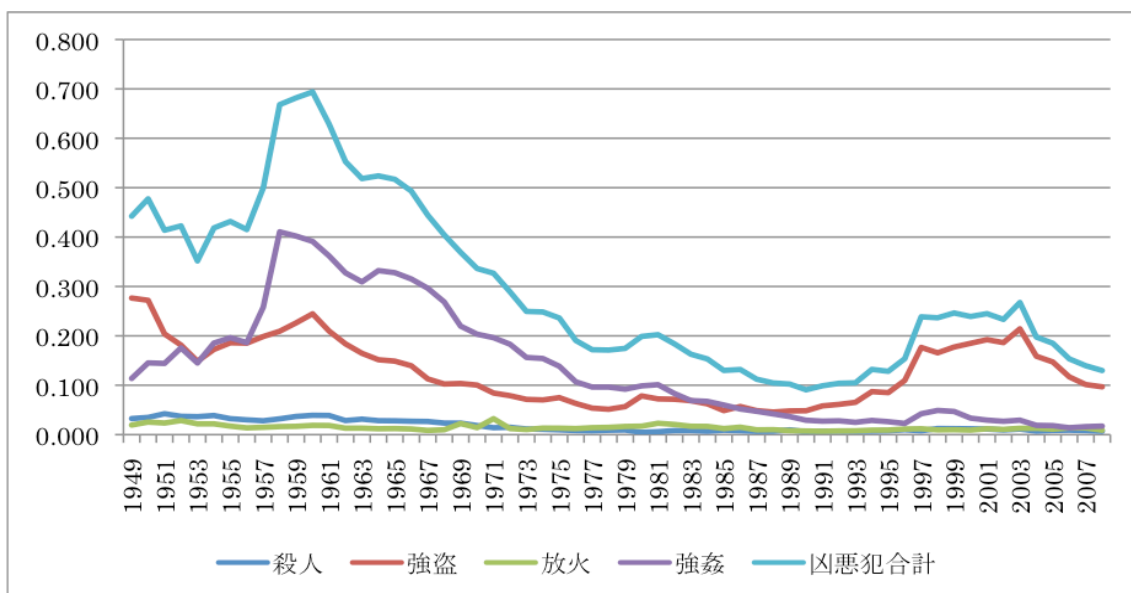


厚生労働省「平成 20 年度人口動態統計（上巻）」より作成。2005 年までは、5 年ごとの数値。

3. どのような少年犯罪が増えたのか

次に非行について見てみよう。少年による「凶悪犯罪」（殺人、強盗、強姦、放火）や粗暴犯（暴行、傷害、脅迫、恐喝等）の検挙人員は、自殺と同様、一九六〇年代後半に急減する。資料3からは分かりにくいですが、とりわけ殺人は大幅に減少した。五〇年代末から六〇年代半ばには年間三〇〇～四四〇人が検挙されたが、七〇年代半ば以降一〇〇人を割る。少年犯罪の「凶悪化」が問題になった二〇〇〇年前後に一〇〇人を超えたが、以後減少し、〇九年は五〇人である。九七年の酒鬼薔薇事件や〇四年の佐世保事件などによって、低年齢化も問題になったが、一四歳未満の触法少年の殺人が増えているわけではない。

【資料3】凶悪犯罪の検挙人員の少年人口比（少年人口1000人当たり）



警察庁「平成20年中における少年の補導及び保護の概況」より作成。少年人口比とは14歳から19歳までの少年人口に占める割合（1000人当たり）。14歳未満の触法少年は含まない。

にもかかわらず、悪質な少年犯罪が増えているかのように考えられているのは、刑法犯少年の検挙人員や少年人口比が八〇年代前半や二〇〇〇年前後に大幅に増加したからだろう。だが、刑法犯少年の検挙人員を罪種別に見ると、また違った側面が見えてくる。

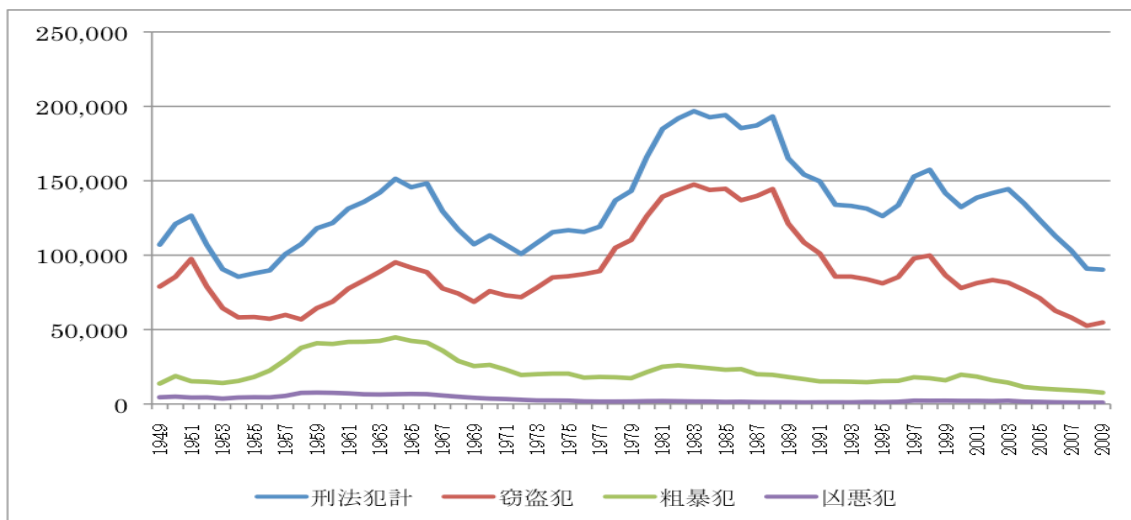
刑法犯少年の検挙人員の増加は主に窃盗による（資料4）。窃盗といっても、増えたのは万引きである。六〇年代、万引きは窃盗犯の四分の一程度だったが、検挙人員が最も多かった八〇年代はおよそ四割、二〇〇〇年前後からは半分を占める。また、軽微な犯罪である「初発型非行」（かつては「遊び型非行」と言われた。万引き、オートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領）が、八〇年代末には刑法犯検挙人員の七割を超すまでになる（大村、二〇〇二）。しかも、近年増えたのは、初発型非行の中でも、放置自転車の乗り逃げがほとんどを占める「占有離脱物横領」である（資料5）。

つまり、少年犯罪は「凶悪化」したのではなく、「軽量化」したのである。六〇年代後半に凶悪犯や粗暴犯が減少し、窃盗犯の占める割合が増加した。だが、「凶悪な事件に移行し

やすい」とされる侵入盗は減少し、乗り物盗の中でも自動車盗やオートバイ盗は減った。増えたのは、万引きや放置自転車の乗り逃げといった初発型非行である。警察庁は、初発型非行について「本格的な非行へ深化していく危険性が高い非行」だと言うが、これまで見てきたように、「本格的な非行」は増えていない。

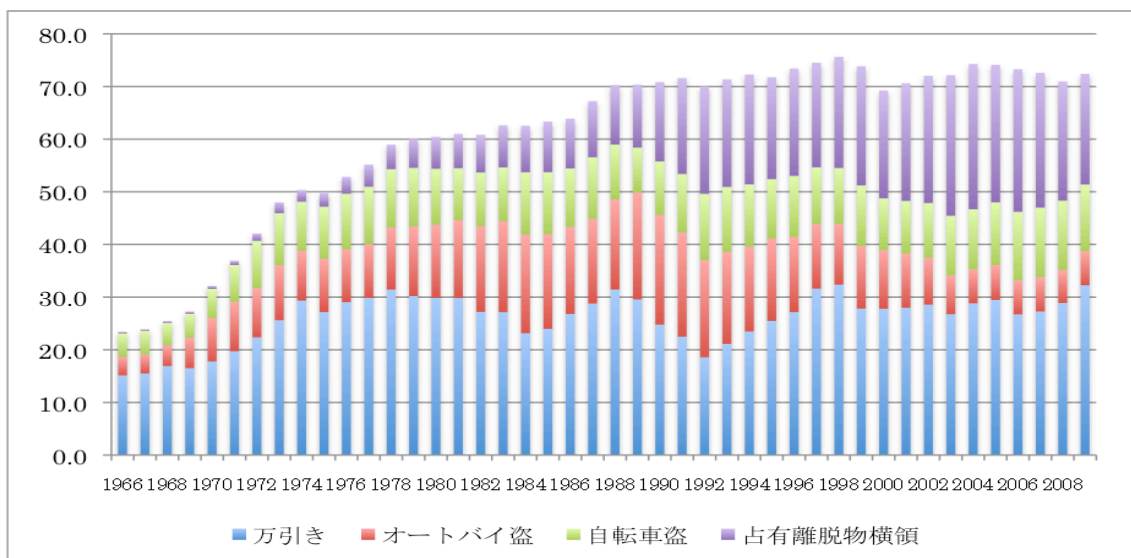
こうした軽微な犯罪の検挙数は、取り締まる側の姿勢がかなり反映すると言われている。六〇年代半ば以降、少年が置かれている境遇や家庭環境を問わず、「どんな子も犯罪を犯す可能性がある」という「非行の一般化」論が提唱されるようになるが、それはこうした初発型非行の検挙人員が増加したからである。そして、この一般化論がまた、軽微な犯罪の取り締まりを強化・促進してきたものと思われる（5）。

【資料4】少年刑法犯の検挙人員と主な罪種の検挙人員（人）



警察庁「平成20年中における少年の補導及び保護の概況」、同「少年非行等の概要（平成21年1～12月）」より作成。14歳未満の触法少年は含まない。

【資料5】刑法犯検挙人員に占める初発型非行の構成比（%）



資料4と同じ警察庁データより作成。

4. 子どもの育ちはなぜ否定的に捉えられているのか

以上見てきたように、自殺も重大犯罪も六〇年代に急減し、七〇年代以降低い水準を維持してきた。これらはなぜ六〇年代に減少したのだろうか。

このことについては、中久郎の分析が参考になる。中は、一九五五年の有職少年（一五歳から一九歳）の自殺率は高校生の四倍以上も高かったと指摘している（中、一九六六）。また、七〇年代はじめまでは有職少年や地方からの「流入少年」の非行が問題になっていた。当時、少年法適応年齢の一八歳への引き下げに反対していた最高裁は、非行少年は中卒者の占める割合が高く、地方から上京した「流入少年」が多いとし、そうした境遇にある非行少年の保護の拡充を主張した（最高裁、一九七一）。そうである以上、六〇年代に自殺や重大犯罪が減少したのは、経済成長とともに高校・大学等への進学率が上昇したことが大きな要因だろう。今日、子どもの自殺はまるで「学校問題」であるかのように言われているが、巨視的に見れば、学校教育の普及は子どもの自殺や犯罪を減少させてきた。進学を保障した家庭と学校が義務教育終了後の子ども・若者を自殺や犯罪から守ってきたのである。

では、にもかかわらず、なぜ子どもの育ちの問題が深刻度を増しているかと捉えられているのか。それは一つには、貧しかった五〇年代や六〇年代と違って、学校教育が普及し豊かになった時代に、かえって顕著になった子どもの精神的・内面的な「病理」に今日の問題の深刻さがあると考えられているからだろう。問題行動の要因が、主として子どもの内面や人格形成に求められているのである。こうした認識においては、「豊かな時代」には、子どもの置かれた境遇や社会的・経済的環境はもはや問題行動に関連しないかのようなのである。

しかし、低学歴層や有職・無職の少年による自殺と犯罪の発生率は、生徒や学生よりも一貫して高い。渡部真は、八五年の時点でも若者の自殺率は無職青年、有職青年、高校生、大学生の順で高かったと分析する（渡部、二〇〇六）。また、近年の警察庁の調査でも、罪状が重くなるほど、中卒や高校中退者、無職、有職少年の割合が増加する。つまり、今日においても学校や家庭の保護を得られない子ども・若者ほど自殺や犯罪のリスクが高い。今日の子ども・若者の自殺や犯罪にも、社会的な要因や境遇が大きく影響しているのである。

他方、かつての膨大な自殺や重大犯罪の要因を、戦後社会の混乱や貧しさに還元することもまた一面的な理解だろう。一九五九年版の『厚生白書』は、他の世代に比べ若者の自殺率が群を抜いて高いことを問題にしているが、同白書が警察庁の調査から未成年の自殺の最も直接的な原因として挙げたのは、今日ならば若者の非社会性の表れと見なされるであろう「厭世」だった。だが、興味深いことに、同白書は若者の内面や精神発達を問題にしたわけではなかった。若い世代の「厭世」の背後には貧困、病苦、事業の失敗などがあるとし、それゆえ医療保障や所得保障などによって自殺を予防することが期待できるとしたのである。

つまり、この当ても「厭世」という言葉で若者の内面は問題にされていた。だが、五九年版白書は、「厭世」による自殺を子ども・若者の内面や人間形成の問題としてではなく、その背後にある社会環境の問題として捉えたのである。同白書の記述が楽観的な印象を与えるのはそのためだろう。逆に言えば、自殺が当時よりはるかに減少したにもかかわらず、今日の子どもの育ちがきわめて否定的、悲観的に捉えられているのは、子どもの問題行動が社会環境の問題ではなく、精神面の問題として捉えられているからだと思われる。子どもの精神

面への関心の増大が、問題を起こした子どもの精神発達や内面をことさら問題視する発想を増幅させ、子ども・若者の育ちに対する否定的な見方を拡大してきたのである。

子どもの育ちが否定的に捉えられているもう一つの要因は、社会の注目を集めたある特定の重大犯罪や事件が、時代や社会を象徴する現象と見なされ、そうした問題を起こした子どもの内面的な「病理」が、今日の子ども・若者の一般的な特質として拡大解釈されているからだろう。一見、時代や社会について洞察を加えたかのように思われるこうした議論は、しかし多くの場合、その犯罪や事件がどれほど一般化できるのかについて検証を加えてはいない。特定の重大事件を一般的な社会状況（近代化、都市化、核家族化、情報化など）に直結させ、それによってその事件を一般化するからである。その結果、かえって少年犯罪の動向や犯罪少年の置かれた境遇・環境に関する分析が等閑視されることにもなる。

かつて最高裁はこのような一般化を批判した。少年法改正をめざす法務省が、ニュースになるような凶悪犯罪のケースの中にも社会的・一般的条件や最近の少年非行の体質・性格を見いだすべきだと主張したのに対して（法務省、一九六六）、最高裁は次のように述べた。「年長少年の悪質、残忍な事件は、全く特殊なもので、これらの事件は、決して少年非行の傾向一般を代表するものではありません。いまま、少年非行の圧倒的に多くのものは、精神的な未熟さや知能の低さ、性格の弱点、環境の悪影響などのため非行におちいった少年たちによる少年らしい非行によって占められているのです」（最高裁、一九七一）。

悪質・残忍な犯罪を特殊なものとして位置づける最高裁のこのような見方は、初発型非行の検挙人員の増加とともに広がった非行の一般化論によってかき消されていったものと思われる。軽微な非行の増大によって登場した一般化論が、軽微な非行だけでなく、重大犯罪をも「どんな子も起こし得る」犯罪として一般化してしまったのである。それは、この一般化論が、犯罪を犯した少年の境遇や家庭環境の要因性を否定し、少年の内面や人格形成（核家族化による家庭の教育機能の低下）に非行原因を求める議論だったからである。おそらく、社会境遇や境遇を問わないこの一般化論が、前述したような子どもの内面への関心を増大させ、子どもの問題行動を社会環境の問題から子どもの心の問題へと転換させたのだろう（6）。

おわりに

私には今の子どもの育ちが深刻な問題状況にあるとはどうも思えない。「非社会的」な自殺も「反社会的」な重大犯罪も大幅に減少した以上、今の子どもは少なくともこれらが多かった時代よりも、はるかに健全に育っていると思う。

だが、こうしたことを口にするのがはばかれるほど、子どもの育ちは様々に問題されている。それは多くの場合、今の子どもが抱える発達上の問題を明らかにすることによって、子どもを健全に育てようと意図するからだろう。しかし、子どもの育ちに対する否定的な見方は、とりわけ近年、そうした意図とは必ずしも合致しない方向に向かって進んでいるように思えてならない。それは、若い世代に対する不安や不信感の増大であり、子どもの問題行動に対する不寛容さ、子どもの内面を統制する規範的道德論、親や学校への不信や非難、そして子ども、親、学校に対する不信を梃子とした政策や教育改革などである。このことは二〇〇〇年の少年法改正や〇六年の教育基本法改正をめぐる議論によく表れているだろう。

子どもの育ちを否定的に捉える見方は、統計や調査から読み取れる「現実」と大きく食い違うだけではない。子どもの置かれた境遇や環境への関心をそぎ、社会的、経済的な問題を

子どもの心の問題へとすり替え、子どもへの規範的な統制を強める議論でもあるのである。

(1) 子どもをめぐる問題が戦後どう捉えられてきたかは、広井・小玉（二〇一〇）参照。

(2) 法曹公論社編の『青年層』（一九七〇）は、最近「反社会的・攻撃的非行」は漸減しつつあるものの、「非社会的・逃避的非行」が潜在的に一般化していると述べた。その後、「非社会的非行」が注目を集めるようになり、八九年版の『青少年白書』は、引きこもり、無気力、登校拒否、高校中退、自殺、自傷などを「非社会的問題行動」として大きく取り上げた。

(3) 文部科学省の二〇〇八年の調査では、小学生から高校生までの自殺者は一三六六人。うち、友人関係といじめが動機と推測される自殺は計七人である（不明七三人）。

(4) ただし、二〇代以上の自殺率は九〇年代後半から上昇し、三〇代の自殺率は一九五〇年代を超えるまでになった。問題にすべきは二〇代～三〇代の自殺だろう。

(5) 法務省『犯罪白書』は、七七年版から非行の「一般化」傾向を提唱する。だがその一方で同白書は、家庭裁判所で扱う一般保護少年の段階から、少年鑑別所初入少年、少年院新収容者へと対象者が絞られてくるにつれて、保護者の生活程度など、「保護環境の条件が厳しくなっている」とも分析する（一九九〇年版）。ではなぜ一般化論なのか。家裁調査官の速水洋は、非行の一般化論は「非行予防的・行政政策的視線から、社会統制の方向で利用される」と指摘する。『犯罪白書』が七〇年代後半から非行の一般化論を提唱するようになったのはそのためだろう。速水は、そうした一般化論の下で、「個別の原因論にもとづく個々の少年非行の処遇論がそっくり抜け落ちていく」と言う（速水、一九八三）。

(6) 広田照幸はこのことを「教育問題」化として捉える（広田、二〇〇三）。また、岩本通弥は、韓国と日本の新聞報道を比較して、日本では子どもの特異な事件を「どこの家庭にも起こるかもしれないこととして、普遍化して論じる傾向が強い」という（岩本、二〇〇七）。

岩本通弥「都市化に伴う家族の変容」沢山美果子他『「家族」はどこへいく』青弓社、二〇〇七年。

大村英昭『非行のリアリティ』世界思想社、二〇〇二年。

中久郎「青年の自殺」高坂正顕・臼井二尚編『日本人の自殺』創文社、一九六六年。

最高裁判所事務総局家庭局『少年法改正について』一九七一年。

速水洋「家庭崩壊をどうとらえるか」菊池和典・堀口守編『家庭崩壊と非行』学事出版、一九八三年。

広田照幸「青少年問題という神話」森重雄・田中智志編『〈近代教育〉の社会理論』勁草書房、二〇〇三年。

広井多鶴子・小玉亮子『現代の親子問題』日本図書センター、二〇一〇年。

法曹公論社編『青年層』法曹公論社、一九七〇年。

法務省『少年法改正に関する構想説明書』一九六六年。

渡部真『現代青少年の社会学』世界思想社、二〇〇六年。

*本稿で使用したデータと白書は、各省庁のホーム・ページ等に掲載されたものである。